



「ようこそ阿波市へ」西条大橋

(平成16年3月31日完成)

2006

2

No.9



広報

阿波

AWA CITY CONTENTS

新成人のみなさん

- おめでとうございます…………… 2~3
- 阿波市議会議員一般選挙 …… 4~5
- 阿波市のまちづくりを
一緒に考えてみませんか …… 6
- 子ども110番の車出動 …………… 7
- 議会だより …………… 8~9
- 臨時職員・嘱託職員を募集 …… 10~11
- お知らせ …………… 12~15
- 確定申告のご案内 …………… 16~20
- 図書カレンダー …………… 21
- 健康だより …………… 22~23
- 広報クイズ・編集室 …………… 24

あすに向かって 人の花咲くやすらぎ空間 阿波市

URL <http://www.city.awa.lg.jp> E-mail info@city.awa.lg.jp

おめでとうございます

阿波市成人式 平成18年1月3日

阿波市初の成人式が阿波農村環境改善センターで挙行され、20歳の門出を祝いました。

本年度新成人となる対象者は547名で、式への出席者は418名でした。

新成人のみなさんには、日本国民としての権利と義務が生まれます。また、同時に責任ある行動が重要となってきます。時代を担う新成人のみなさんは、若さと情熱という何物にも替えがたい宝物を大切に、大人の仲間入りをしたという自覚と責任を持ち、限らない可能性の広がる未来を切り開いてほしいと思います。

市場

▼青山 祐太・猪尾 千晶
松本 舞・近藤 慎也

▼中川 昌大・稲居 晃代
吉岡 理絵

吉野



新成人による
実行委員
受付を担当
(敬称略)



阿波

▲川人 創一・川人 聡美
福田 正義・坂東めぐみ

▲佐坂 英信・原田 拓也
坂本 幸子・坂東恵理子

土成



洋々たる前途に期待…

新成人のみなさん



▲小笠原市長祝辞



▲小笠原市長より新成人へ記念品としてマナーブック“新社会人のための101の常識”と図書カードが贈呈されました。成人を代表して川人聡美さんが受け取りました。



▲成人代表佐坂英信さん謝辞



▲色とりどりの艶やかな振り袖。帯の結び方もいろんな形で一段と華やいでいました。

謝辞

二十歳を迎え、社会に対して大きな義務と責任を負うこととなります。その自覚をしっかりと持ち、感謝の気持ちを忘れることなく、責任ある行動がとれる社会人として成長していきたいと思えます。若さを生かし、失敗を恐れず阿波市の発展に貢献できるように努力していきたいです。

阿波市議会議員一般選挙

投票日3月19日(日)

阿波市議会議員一般選挙が3月19日に行われます。
議員の定数は22人です。

投票は午前7時から
午後8時まで



投票所 投票所は次の市内17箇所です。

投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	一条小学校体育館	第10投票区	大俣小学校体育館
第2投票区	吉野スポーツセンター	第11投票区	市場日開谷体育館
第3投票区	柿原小学校体育館	第12投票区	阿波勝命サブセンター
第4投票区	土成小学校体育館	第13投票区	阿波久勝公民館
第5投票区	土成農業者トレーニングセンター	第14投票区	伊沢小学校体育館
第6投票区	御所小学校体育館	第15投票区	阿波体育館
第7投票区	八幡小学校体育館	第16投票区	阿波林公民館
第8投票区	市場コミュニティセンター	第17投票区	馬場会堂
第9投票区	市場ふれあいセンター		

大事な投票、忘れずに!

投票できる人

20歳以上の日本国民で選挙人名簿に登録されている人です。

- 選挙人名簿に登録されている人は
昭和61年3月20日以前に生まれた人で
平成17年12月11日以前に阿波市の住民票が作成され、引き続き
3カ月以上住民基本台帳に登録されている人



ただし、公職選挙法の規定により選挙権のない人は、投票できません。また、投票日までに、市外へ転出した人は、選挙権がなくなります。

期日前投票

選挙当日に、仕事・レジャー・冠婚葬祭などで投票所に行くことができないと見込まれる方は、次の場所で期日前投票ができます。

期日前投票所	阿波農村環境改善センター (阿波市役所北側)	土成コミュニティセンター (土成支所西側)
対象区域	市場地区・阿波地区	吉野地区・土成地区
期間	3月13日(月)～3月18日(土)	
時間	午前8時30分～午後8時	
持参するもの	投票所入場券をご持参ください。	



※今回から、土成コミュニティセンター(土成支所西側)が期日前投票所として増設されました。また、期日前投票所で投票できる方は地区ごとに異なりますのでご注意ください。

不在者投票

指定された病院に入院または老人ホームなどに入所している人や、仕事などの都合で投票日までに阿波市に帰れない方は、3月13日(月)から3月18日(土)の期間に不在者投票をすることができます。



●病院などでの不在者投票

不在者投票施設に指定されている病院などに入院、入所中の方は、その施設で不在者投票をすることができます。希望される方は、施設職員に申し出てください。

●滞在地での不在者投票

仕事などの都合で投票日までに阿波市に帰れない方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。この場合は、あらかじめ阿波市選挙管理委員会に投票用紙等を請求しなければなりません。投票用紙等の交付などを郵送により行うため日数がかかりますので、お早めに阿波市選挙管理委員会へ投票用紙等の請求書兼宣誓書に記入のうえ郵送してください。

『投票用紙等の請求書兼宣誓書』は阿波市ホームページ (<http://www.city.awa.lg.jp>) からダウンロードできます。

●郵送による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で次の表に該当する人、並びに介護保険法上の要介護者で介護状態区分が要介護5である人は、郵便等により自宅等で投票できます。(これらの対象用件に該当し、なおかつ上肢・視覚の障害の程度が1級の人、あらかじめ市に届け出た人に投票に関する記載をさせることができる代理記載制度もあります。) 事前に選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けてください。投票用紙等は、選挙管理委員会にある請求書に郵便投票証明書を添えて請求してください。請求は、投票日の4日前(3月15日)までです。

	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証		要介護5



見てね!



【問い合わせ先】

〒771-1792

徳島県阿波市東原173番地

阿波市選挙管理委員会

☎(0883)35-7874



阿波市のまちづくりを いっしょに考えしてみませんか？

「阿波市まちづくり座談会」

参加者募集！



「まちづくり座談会」

こしなめじゅ

阿波市のまちづくりの総合的な指針となる第一次阿波市総合計画（平成十九年度～二十八年）を策定するにあたり、環境・福祉・各種産業・文化・教育・ボランティア等の各種団体組織の責任者並びに市民の方に参加していただき、分野別・機能別にグループ分けして行う会のことです。

どんなことをする会？

● 環境・基盤分野

（消防・防災・交通安全・防犯・環境保全・道路交通網等）

● 産業分野

（農業・商業・工業・観光・レクリエーション等）

● 健康・福祉分野

（保健・医療・子育て支援・高齢者施策等）

● 人権・教育・文化分野

（人権教育・スポーツ・文化・青少年健全育成等）

各分野ごとに開催する阿波市

まちづくり座談会に参加していただき、長期的・広域的な視点に立ち、阿波市の活性化に何が必要かまた何を指すべきかなど、今後の将来像やまちづくりについて、建設的なご意見をおうかがいし総合計画に反映させたいと思います。

☆応募資格

阿波市に在住し、今後の阿波市の将来像を一緒に考えてくれる方。

☆応募方法

阿波市役所まちづくり推進課並びに各支所地域振興課窓口にて備えてあります。阿波市まちづくり座談会参加募集用紙に参加したい分野とその分野についての要望・提案および必要事項を記入のうえ、次の宛先にご持参または郵便、ファクシミリ、Eメールにより送付ください。

参加応募用紙は、阿波市ホームページからもダウンロードできます。

● アドレスは、<http://www.city.awa.lg.jp>

● 宛先 〒771-1792 阿波市東原173番地
阿波市役所まちづくり推進課企画係

☎(0883) 35-4112 ☎(0883) 35-6753

E-mail machizukuri@city.awa.lg.jp

または各支所地域振興課へ提出してください。

● 参加募集人員 各分野5名程度

（参加希望者多数の場合は、要望・提案内容により選出させていただきます。）

● 申込期限 平成18年2月10日(金)必着

子どもも110番の車

「地域の子どもは
地域で守る」

防犯パトロール車出動



▲阿波市防犯パトロール車

阿波市青少年育成センターでは、昨年十二月に防犯パトロール車を購入しました。

子どもを巻き込んだ凶悪な事件が後を絶たない現代社会において、地域の安全を守り、地域住民の防犯意識を高めるパトロールを行い、安心安全なまちづくりを目指します。

車体には、「子ども110番の車」と書いたステッカーを張り、色は白と黒のツートンにし、青色回転灯を装着しております。

このパトロール車は市内を巡回し、不審者から子どもを守ることをはじめ、地域市民の安全も守ることを目的としています。

また、パトカー仕様にすることで一層子どもの安全確保に役立ち、住民に安心感を与え、不審者に対して犯罪抑止力になると考えます。さらに車内装備した拡声器で「地域の子どもは地域で守ろう」を放送しながらパトロールすることで、防犯意識を高めることができます。今後パトロール車を十分活用して、市民の安全を守り犯罪の被害者も加害者も出さない、市民が安心して生活できる阿波市となるよう、巡回したいと考えております。

【問い合わせ先】阿波市青少年育成センター

☎(088)69613974

消防団出初め式

阿波市が誕生し初めての消防出初め式が、一月八日阿波中学校体育館で行われました。

火災や風水害のほか、南海・東南海地震の発生も懸念されている近年、消防団の役割は重要性が増しております。

当日は、体育館に三十一分団二百七十七人が集合し、伊月英夫阿波市消防団長が「あらゆる災害に備え、訓練と予防活動に努めるとともに、団員の使命を堅持し、地域住民が安心して暮らせるよう一丸となって防災面を支えていただきたい」と訓示しました。

式の最後は、火の用心三唱で締めくくり、地域の防災決意を新たにしました。



絵本の読み聞かせ 朗読講座 ～二月十六日～

早口ことば「このくいのくぎは ひきぬきにくい」、発音基礎練習「ぎやぎよぎぎぎぎぎぎよぎやぎよ」など、ことばの基本練習を学ぶ絵本の読み聞かせ朗読講座が開かれています。

この講座は、十六日が初回で五回にわたり開講されます。

講師はフリーアナウンサーの正田としほさんで、受講生のみなさんは熱心にとばの基本を練習していました。



総務大臣感謝状受賞



▶受賞された工藤義文さん

昨年十二月、長年にわたり選挙の啓発や執行に貢献された方に贈られる総務大臣感謝状を、阿波市勝命北の工藤義文さんが受賞されました。

工藤さんは選挙管理委員として合併前後通算して十三年八月、うち委員長として四年間ご尽力されました。

おめでとございます。

議会だより

十二月定例会は、十一月三十日から十二月二十二日までの会期で開かれました。

市長から提出された議案は、条例九件、予算六件、決算二十四件、その他二件、人事案件一件の全四十二件でした。

また、議員からは、条例等四件、請願八件、意見書七件が提出されました。

委員会での審査の内容は次のとおりです。

なお、二十六名の議員が行った市政に對する一般質問は、三月号に掲載します。

12月議会委員会報告

総務企画常任委員会

十二月十五日に開かれた総務企画常任委員会では、平成十七年度阿波市一般会計補正予算（所管部分）と条例三件また議員提出の条例三件の審査が行われ、すべて原案通り可決されました。審査における委員の主な質疑と答弁は次のとおりです。

質疑 指定管理者の公募の選定の基準はないのか。

答弁 施設により管理の仕方が違っているため、各施設の選定基準を設け定めた。

質疑 この条例を制定すると市

民にどういふ影響があるのか。

答弁 本人が本人の開示をしてほしいということ、今までと比較して不便はありません。

質疑 本人確認をするのに、免許証確認があるのか。

答弁 今後、身分証明書等が必要になると思います。

質疑 新設分の防火水槽の耐震性はどうか。

答弁 現在計画している防火水槽については、耐震性のものでありませんが今後は耐震性のものを考える必要があります。



方向で取り組みます。
議員提出の条例三件

阿波市議会議員政治倫理条例の制定について

阿波市議会議員政治倫理条例施行規則の制定について

阿波市政治倫理審査会条例の制定について

質疑 物品納入業者も三親等以内が含まれるとなると、ほとんどの人が関わってくるのではないのか。

答弁 この条例は、工事請負、業務委託、一般物品納入について、業者と議員の関係を明確にして、疑念をもたれないような体制を作る倫理規定として考えています。

阿波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

阿波市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

以上、三議案は全会一致で可決されました。

市民常任委員会

市民常任委員会に付託された三議案と請願書一件を十二月十四日に審査し、議案第七十九号

「阿波市税条例の一部改正について」、議案第八十八号「平成十七年度阿波市一般会計補正予算（第四号）について」（所管部分）、議案第九十号「平成十七

年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）について」は原案通り可決され、請願第一号「最低保障年金制度の創設を求める請願」については採択されました。以下、審査の過程でありました質疑の中で、主なものについて報告します。

質疑 零細な法人についての質疑は、小さい会社の大半は均等割のみで、法人税割は課税されていないとの答弁でした。増税額についての質疑は、旧土成町は百七十万円、旧市場町は二百八十七万円、旧阿波町は五百五十万円との答弁でした。また、前年度の法人税についての質疑は、旧吉野町は三千三百万円、旧土成町は六千二百万円、旧市場町は三千三百九十万円、旧阿波町は五千五百万円との答弁でした。

質疑 工業団地の誘致企業に対しての減免についての質疑は、新設の場合は法人税と固定資産税が三年間免除され、増設の場合は増設部分につき二年間固定資産税を免除するとの答弁でした。

を雇わず正規職員で対応できないのかとの質疑は、臨時賃金予算については原案で認めていたが、予算の執行はせず、内部調整し対応していきたいとの答弁でした。

質疑 消耗品費や光熱費、備品購入費、委託料などは総務課で一括管理できないかとの質疑は、総務部管財課で集中管理していますが、分散している部分についてもできるだけ集中管理したいとの答弁でした。

旧吉野町の農業集落排水事業についての質疑は、一条西地区が加入率四十九・二一％で、柿原東地区が六十三・九三％であり、加入時に二十五万円の分担金と、月額各世帯員数により使用料を納めていただいているとの答弁でした。

工業団地の誘致企業に対しての減免についての質疑は、新設の場合は法人税と固定資産税が三年間免除され、増設の場合は増設部分につき二年間固定資産税を免除するとの答弁でした。

市場支所の勤務費についての質疑は、市場支所には健康福祉部があり、個人宛の通知を多く発送しているとの答弁でした。

公共下水道の特別会計は今回で終わりののかとの質疑は、公債費の支払いをしなければなりませんとの答弁でした。

産休職員の替わりに臨時職員

文教厚生常任委員会

十二月十三日に会議を開き、

条例改正二件、補正予算一件について審査を行い、すべて原案通り可決しました。

阿波市奨学金交付条例の一部改正について

質疑 本年度の交付人数は何名か。条例改正により何人増えるのか。

答弁 高校生二十六人、県内大学生一人、県外大学生十一人、人数の増は、五人から十人ほどの増となる見込みです。

幼稚園保育料徴収条例の一部改

正について

幼稚園保育料徴収条例の一部改

正について

幼稚園保育料徴収条例の一部改

正について

幼稚園保育料徴収条例の一部改

正について

質疑 七月前に分かつていたのに、九月議会で提出されず十二月議会になったのはなぜか。

答弁 納付書を出す段階でないとかわりませんでした。

質疑 条例を改正せずに、補助金または教材費等で返還できないのか。

答弁 条例改正しないと保育料をそのままらわなければならぬ。四月にさかのぼることに法的な問題はありません。

* 改正を認めることは、議会、条例の権威がないと反対討論がありました。

平成十七年度介護保険特別会計補正予算(第三号)について

質疑 介護保険の財源内訳は。

答弁 給付費の十二・五％は一般財源から、事務費、人件費についてはすべて一般財源からの繰り入れとなっています。

質疑 包括支援センターが創設されれば、何がどう変わるのか。

答弁 新予防給付として、現在の要支援、要介護1の人に對し、筋力の向上、栄養指導等生活機能の向上などのサービスに取り組みたいと考えております。

平成十七年度一般会計補正予算(第四号)について

質疑 吉野グラウンドの目的が当初からずれてきている。誰のための何のための事業なのか。

答弁 小学校・中学校の陸上競技練習が思うようにできておら

ず、グラウンド整備をすることによって、子どもたちの練習機会が増えると思います。

質疑 幼稚園費の管理費はどういうものか。

答弁 八幡・市場・大俣幼稚園園長の報酬の補正です。

質疑 障害者福祉費の扶助費七百二十万円の内容は。

答弁 居宅介護等事業費の不足分が二百十万円、短期入所事業費の不足分が五百十万円です。

質疑 介護保険特別会計繰出金千五百二十万円の財源内訳は。

答弁 すべて一般財源です。

質疑 老人保健の委託料二千三百万円減っているが、当初予算と比較してどれだけ減っているか。

答弁 市になって事業を一本化したことや受診者への周知不足もあり十六年度より千人近く減っています。

* 吉野グラウンドに関する反対討論・賛成討論があった。

産業建設常任委員会

議案第八十六号土地改良区事業の施行について、また議案第八十七号字の区域の変更については、詳細説明を受け全委員異議なく了承。

議案第八十八号道の駅どりの管理費、県支出金・国・市の持ち出しは、また利用状況についての質疑は、道路モニターテレビの管理、トイレの管理費として、県委託料としては二百四

十万円、市費としては約三百五十万円支出しており、利用率は年々低下しております。

地元特産品などを販売し有効活用してもらえよう検討してはどうか、また民間に委託してどうか、御所の郷周辺に移転してはどうかとの質疑は、今後、県・地元などと相談し、また指定管理者制度等の導入を検討中との答弁でした。

次に、マルナカ吉野店から南の拡張工事の見通しについての質疑は、来年度完成予定で計画していますとの答弁でした。

土地改良区に対する市からの助成金があるが、監査はしているのかとの質疑は、川島農林事務所耕地課管理係が所管し、定期的な監査を実施し、補助金に對し、有効な使用を今後も指導していくとの答弁でした。

また、市営住宅家賃を各一年・三年・五年・十年以上滞納している戸数は何戸あるのかとの質疑は、一年未満が三百四十四戸・三年以上が十九戸・四年以上が七十七戸あります。市内で一番安い家賃は二千円、一番高いのは五万三千四百円です。未収金については、不公平感がでないよう徴収していくとの答弁でした。また、新築住宅と古くなった住宅と同一金額なので見直す考えはとの質疑は、よく調査してみますとの答弁でした。

現在建築中の土成の住宅の家

賃はとの質疑は、新規入居者は公募により入居、家賃は収入により決まりますとの答弁でした。

耐用年数の過ぎた住宅の払い下げ計画があるのかとの質疑は、団地ごとに国の補助事業で大規模改修を進める方向で協議をしていますとの答弁でした。

三カ月未納者に対し明け渡し請求および連帯保証人に対して通知しているのかとの質疑は、催告書を発送し、徴収できるよう努力したいとの答弁でした。

次に、請願第二号「『公契約法』の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願」について、また請願第三号「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策に関する請願書、請願第五号「WTO・FTA交渉に関する請願書」については採択されました。

決算特別委員会

本委員会は、付託された旧四町の十六年度一般会計、特別会計の決算認定についての議案を、去る、十二月十九日と二十日の両日、旧町ごとの分科会方式で審査を行いました。

審査の結果は、議案第五十三号から議案第七十八号までの二十四議案、すべて「認定」です。それぞれの分科会において、一般会計等の審査の重点は、税収の不納欠損額、収入未済額の処理、連帯保証人制度の活用の

実態等についてであり、税収向上への提言等熱心な精査を行いました。

また、住宅使用料やケーブルテレビの使用料の未収分、不納欠損についても、公平さが保てる徴収方法を確保して、適切な対処をするよう求めました。

これに對し、理事者から不納欠損額、収入未済額を減らすためには、日頃のこまめな徴収を心がける。口座振替を奨励する。職員による一斉徴収体制をとる。徴収に当たる。また、難しい事案については、徳島滞納整理機構を活用して、住民負担の不公平感を無くするように努力したいとの答弁がありました。

記事の内容については、議会だより広報委員会へお問い合わせください。

◎事務局
☎(088)3351411

本会議・委員会は公開です!!

三月議会は、三月十九日に阿波市議会議員選挙が行われますので、時期を早め、二月七日午前十時開会となります。市民の皆様は傍聴をお待ちしています。

臨時職員・嘱託職員を募集

— 阿波市並びに阿波市教育委員会 —

阿波市並びに阿波市教育委員会では、平成18年度に市の関係機関において臨時的な業務に従事する臨時職員と非常勤嘱託職員を募集します。希望される方は、選考試験を実施致しますので次のとおり必要書類を提出ください。

【受付期間】 2月6日(月)～2月17日(金)必着 **【試験日】** 2月26日(日) 試験開始9時(受付8時30分～)

【試験会場】 ●阿波市臨時・嘱託職員 阿波市農村環境改善センター、阿波図書館
 ●申込先 〒771-1792 阿波市東原173番地 阿波市役所秘書課
 ●問い合わせ先 ☎0883-35-7870

●阿波市教育委員会臨時・嘱託職員 阿波市吉野支所2階会議室
 ●申込先 〒771-1492 阿波市西条字大西60番地1 阿波市教育委員会教育総務課
 ●問い合わせ先 ☎088-696-3966

【申込必要書類】 ●登録申請書は、市役所秘書課、吉野支所教育総務課、各支所地域振興課でお渡しします
 ●履歴書(市販の様式) ●資格が必要な職種については資格を証明する書類の写し

【採用について】

選考試験により、成績順に臨時職員・嘱託職員採用候補者名簿に登載し、依頼する業務が生じたとき順次その期間内(1年以内)においてのみ採用します。名簿有効期間は平成18年4月1日から平成19年3月31日までです。

●阿波市臨時・嘱託職員募集職種

	募集職種	受験資格	試験内容	勤務内容等
臨時	①保育士	昭和25年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方。または、平成18年3月までに取得見込みの方。	作文、面接	市内各保育所における保育 勤務時間 8:30～17:15 ●早出勤務、遅出勤務有り ●土曜出勤有り
	②保育所調理員	昭和21年4月2日以降に生まれた方。	面接	市内保育所での調理 勤務時間 8:30～17:15 ●土曜出勤有り
	③老人ホーム調理員	昭和25年4月2日以降に生まれた方。	面接	養護老人ホーム吉田荘での調理 勤務時間 月間プログラムで160時間ほど ●早朝(6:30)出勤有り ●土曜、日曜、祝祭日出勤有り
	④老人ホーム介護員	昭和30年4月2日以降に生まれた方。	面接	養護老人ホーム吉田荘での介護 勤務時間 8:30～17:15 ●土曜、日曜、祝祭日出勤有り
	⑤塵芥作業員	昭和21年4月2日以降に生まれた方。	面接	ゴミ収集車による回収作業 勤務時間 8:30～17:15 ●土曜、祝祭日出勤有り
嘱託	①介護支援専門員	昭和30年4月2日以降に生まれた方で介護支援専門員の資格を有する方。	面接	非常勤特別職
	②放課後児童クラブ指導員	ア昭和30年4月2日以降に生まれた方で保育士または幼稚園教諭免許または教員免許を有する方。または平成18年3月までに取得見込みの方。 イ昭和30年4月2日以降に生まれた方で高等学校卒業程度で子育て経験のある方。 アまたはイのどちらかの要件を満たす方。	面接	市内(旧吉野町)放課後児童クラブにおける児童育成指導 非常勤特別職 勤務時間 13:00～18:00 ●土曜出勤有り
	③児童厚生員	ア昭和30年4月2日以降に生まれた方で保育士または幼稚園教諭免許または教員免許を有する方。または平成18年3月までに取得見込みの方。 イ昭和30年4月2日以降に生まれた方で児童福祉事業に2年以上従事した方。 アまたはイのどちらかの要件を満たす方。	面接	市内(旧市場町)児童館における児童育成指導 非常勤特別職 ●土曜出勤有り

●阿波市教育委員会臨時・嘱託職員募集職種

	募集職種	受験資格	試験内容	勤務内容等
臨時	①幼稚園助教諭	昭和25年4月2日以降に生まれた方で幼稚園助教諭の資格を有する方。または、平成18年3月までに取得見込みの方。	論文・面接	市内各幼稚園における保育 勤務時間 8:30～17:15 ●早出勤務、遅出勤務有り ●土曜出勤有り
	②学校給食調理員	昭和21年4月2日以降に生まれた方。	面接	給食センター(阿波・市場)での調理 勤務時間 8:00～16:45
嘱託	①学校助教諭	昭和25年4月2日以降に生まれた方で小学校または中学校助教諭の資格を有する方。または平成18年3月までに取得見込みの方。	論文・面接	市内小・中学校での指導 勤務時間 週30時間内
	②学校英語講師	ア昭和25年4月2日以降に生まれた方で中学校または高校英語助教諭の資格を有する方。または平成18年3月までに取得見込みの方。 イ昭和25年4月2日以降に生まれた方で日本語がある程度理解できる英語を話せる外国人。 アまたはイのどちらかの要件を満たす方。	面接	市内小・中学校での指導 勤務時間 週30時間内
	③社会教育指導員	社会教育指導主事の資格を有する方。または社会教育に経験のある方。	面接	非常勤特別職
	④学力向上専任指導員	小学校・中学校助教諭の資格を有する方。または学校教育に経験のある方。	面接	非常勤特別職
	⑤統合型スポーツクラブコーディネーター	スポーツクラブマネージャーの資格を有する方。または、スポーツクラブに関わった経験のある方。	面接	非常勤特別職
	⑥青少年育成センター所長	児童・生徒・青少年健全育成の経験のある方。	面接	非常勤特別職

戦没者等のご遺族の皆様へ

― 第八回特別弔慰金の請求は

お済みですか ―

●支給の対象となるご遺族

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成十七年四月一日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

一、弔慰金の受給権者

二、戦没者等の子

三、戦没者等と生計関係があり戦没者等と同じ氏の①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹

四、右記三以外の①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹

五、右記一～四以外の遺族で戦没者等の死亡当時まで引き続き一年以上生計関係があった三親等以内の親族

●請求期限

平成二十年三月三十一日まで

●請求手続きがお済みの方

阿波市で受付した請求書類は、順次

裁定都道府県に進達しています。

特別弔慰金の国債は、阿波市が代理

受領した後に、裁定通知書とともに交

付いたします。二月以降、請求者(国

債の記名者)に交付の日時・場所等を

文書で通知いたしますので、しばらくお

待ちください。

戦没者等の妻の方へ

― 戦没者等の妻に対する特別給付金の

請求はお済みですか ―

●平成十五年四月一日現在、次の年金

給付の受給権を有する戦没者等の妻に

特別給付金が支給されます。

●恩給法による公務扶助料・特例扶助料

●戦傷病者戦没者遺族等援護法による

遺族年金・遺族給与金(公務傷病ま

たは勤務関連傷病による死亡を支給

事由とするもの)

●旧令共済組合特別措置法の殉職年金等

●請求期限

平成十八年三月三十一日まで

この日を過ぎると、時効により権利

が消滅し、特別給付金を受けることが

できなくなりしますので、請求忘れのな

いようお早めに手続きをしてください。

●請求手続きなど詳しい内容について

は、阿波市地域福祉課または徳島県保

健福祉政策課まで。

【請求窓口】

阿波市地域福祉課地域福祉係

(市場支所内)

☎(〇八八三)三六六八一

【問い合わせ先】

阿波市地域福祉課地域福祉係

☎(〇八八三)三六六八一

または

徳島県保健福祉政策課援護恩給担当

☎(〇八八)六二二―二一七〇

「地域イントラネット基盤施設整備事業 阿波市公共ネットワーク整備工事」が始まりました

この工事は、高速通信網を利用した住民サービスに寄与することを目的に、阿波市内の公共施設間を光ケーブルで結び、併せて次年度以降に構築を予定している阿波市ケーブルテレビ網の幹線を整備するものです。整備後は、各施設において、さまざまなお知らせや行政情報をご覧になれます。

現在、すでに幹線工事に着手しており、年度内には完了予定です。公共施設や関係する電柱がお近くにある場合、工事関係者や車両が一時民地に立ち入る場合がありますが、ご理解いただきご協力をお願いします。

なお、電柱から宅地内への引き込み、あるいは宅内工事は、来年度からです。

来年度から着手する、(仮称)「阿波市CATV事業」について、お問い合わせの多い、加入手続の方法、加入金や月額使用料については、現在調整中です。決定次第、広報いたしますのでしばらくお待ちください。

〔昨年12月20日 阿波市役所庁舎前にて〕



本工事安全祈願祭が行われ、小笠原市長、吉川議長をはじめ、工事関係者外が、工事の安全と完成を祈願しました。

【問い合わせ先】 阿波市情報ネットワーク課地域情報係 ☎(0883) 35-4114

印鑑登録証の引替えは
お早めに！

合併前に旧町で発行した印鑑登録証をお持ちの方は、阿波市の印鑑登録証に引替をお願いします。

●引替期限

平成十八年三月三十一日(金)まで

(土日祝除く)

※引替期限を過ぎても引替をされない方は、旧町で発行した印鑑登録証の廃止をさせていただきます。引替期限後、印鑑登録証明書が必要な方は新規登録の手続きをしていただきますのでご注意ください。

●引替場所

阿波市市民課および各支所総合窓口課

●申請者

本人または同一世帯員もしくは代理人

●引替時に必要なもの

- ①旧町で発行した印鑑登録証
 - ②窓口申請に来る方の印鑑(認印可)
 - ③窓口申請に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証や保険証など)
- ※旧印鑑登録証を紛失された場合や登録印を変更したい場合は、新規登録の扱いになります。

【問い合わせ先】

阿波市役所市民課

☎(0883) 3517800

吉野支所総合窓口課

☎(088) 69613964

土成支所総合窓口課

☎(088) 69512311

市場支所総合窓口課

☎(0883) 3615111

介護保険課よりお知らせ

二月は介護保険料第五期分の納期です。お手元の納付書で忘れないよう納付してください。

また、口座振替の方は、二月二十七日(月)に引き落としをしますので、残高の確認をお願いします。

*口座振替にしますと納期ごとに納める手間が省け、納め忘れることもなく便利です。申込用紙は各金融機関窓口にありますのでぜひご利用ください。

【問い合わせ先】

阿波市介護保険課

☎(0883) 3616814

軽自動車税について

軽自動車税は、毎年四月一日現在の所有者に課税されます。

廃車する軽自動車・バイク等をお持ちの方や名義変更の必要な方は、四月一日までに(廃車・名義変更)手続きを済ませてください。四月一日を過ぎますと平成十八年度分の課税対象となりますのでご注意ください。



詳しくは、市民税課・軽自動車税係 ☎(0883) 3517810まで

軽自動車税の納付は、安心・便利な
口座振替を利用しましょう。

国民健康保険

退職者医療制度について

会社などを退職して、その職場の健康保険の資格がなくなれば、国民健康保険に加入することになります。次の条件を満たしている人とその家族（被扶養者）は、「老人保健制度」に移るまでの間「退職者医療制度」で医療を受けることになります。



退職者医療制度の

対象となる人は

退職被保険者

（被扶養者）の届出

●退職被保険者（本人）

○国保に加入している（または、これから加入する）人で、老人保健制度の適用を受けていない人

○厚生年金、各種共済組合などの老齢（退職）年金・通算老齢（退職）年金・老齢厚生年金・退職共済年金を受けられる人

○厚生年金・共済年金などから老齢（退職）年金を受けている人で、その加入期間が二十年以上または四十歳以後の期間が十年以上ある人

○退職被保険者本人の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）および本人と同世帯で、主として本人により生計を維持している三親等内の親族

○被扶養者の年間の収入が百三十万円未満（六十歳以上、または障害者の場合は年収百八十万円未満）

○国保の加入者で、老人保健制度の適用を受けていない人

年金証書を受け取ったらず
届出を

年金証書を受け取ったらず十四日以内に阿波市役所保険年金課または各支所総合窓口課に届けてください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

●届出に必要なもの

年金証書、国民健康保険被保険者証、印鑑

国保の健全財政維持のために必ず届出をお願いします！

退職者医療制度の対象となる方は加入手続きを忘れずに、必ず届出をしてください。

退職者医療制度は、被用者保険のOBである高齢退職者が現役時代に被用者保険に対してなした貢献を前提に世代間の連帯の理念に基づき、被用者保険の被保険者（最終的には事業主および被保険者）が共同で退職者医療制度の対象となる人の医療給付費を負担しようとするものです。

しかし、退職者医療制度の加入手続きを行わずにお医者さんにかかる、その医療費の給付は国保の負担となります。

国保の医療費給付の負担が増えることは、みなさんの保険税の負担増大へとつながっていきます。

国保の安定した財政運営のためにも、退職者医療制度の対象となる人は、すみやかに加入の届出を行ってください。

【問い合わせ先】

阿波市保険年金課
☎（〇八八三）三五二七八〇五

●修学のため、家族と別居（他の市町村に居住するとき）

【マル学の別個の被保険者証を交付】

手続きの方法

1. 就学するものの住民票を阿波市から生活の本拠地（他の市町村）に移す。（市民課または各支所総合窓口課）

2. マル学の申請をする。（保険年金課または各支所総合窓口課）

●必要なもの

- ① 印鑑（スタンプ以外）
- ② 国民健康保険被保険者証
- ③ 在学証明書

※マル学の被保険者証を作る場合には必ず住所を居住地（生活の本拠地）に移しましょう。

●長期旅行などで被保険者証が必要なとき

【マル遠の別個の被保険者証を交付】

手続きの方法

1. マル遠の申請をする。
家を離れる期間、理由等の記入が必要です。（保険年金課または各支所総合窓口課）

●必要なもの

- ① 印鑑（スタンプ以外）
- ② 国民健康保険被保険者証

国民健康保険税第五期の納期限のお知らせ

二月二十八日は、国民健康保険税第五期の納期限です。

口座振替制度をご利用の方は二月二十七日に引き落としとなりますので預金残高をご確認ください。

【問い合わせ先】

阿波市保険年金課
☎（〇八八三）三五二七八〇五

所得がなくても確定申告をしましょう!!

阿波市の国民健康保険に加入されている方は、たとえ所得がなくても申告していただく必要があります。

未申告の場合、低所得世帯に対する国保税の軽減措置が受けられません。

また、障害者年金受給者および国民年金の免除申請をされている方も申告が必要です。

*確定申告の受付会場・期間等については、P16（P20までの確定申告のご案内）を参照ください。

「徳島滞納整理機構」の
発足について

三位一体改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲により、自主財源としての市町村税の重みが一層増すこととなり、その厳正・公平な執行がこれまで以上に求められます。

このため、県の支援を受け、当市を含む全市町村が参加し、市町村税等の滞納整理を共同で処理する一部事務組合「徳島滞納整理機構」を平成十八年四月一日に発足させる予定です。

機構は、主に市町村からの派遣職員、徴収事務の経験豊かな県派遣職員並びに弁護士や国税

OB、警察OBで構成する専門性の高い組織を予定しております。

機構発足の主眼は、その専門性を生かし、早期の処理が難しい大口滞納事案や困難事案などを迅速に、適正かつ効率的に処理することで市町村税等の徴収率の向上を図るとともに、納税に対する不公平感を払拭し、市民の方々に税に対するご理解を深めていただくことにあります。市民の方々には、この機構の発足の趣旨をご理解くださるようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

阿波市市民税課
☎(088)3351781

国の教育ローン
(国民生活金融公庫)

入学金や授業料、教科書代、アパートの敷金、家賃など入学時や在学中に必要な資金を融資する公的制度として、国民生活金融公庫の「国の教育ローン」があります。

- ご融資額 学生・生徒お一人あたり200万円以内
- ご融資期間 10年以内(在学期間以内で元金据置が可能)
- 利率 年1.85% (固定金利 平成18年1月10日現在)

詳しくは、「国の教育ローン」コールセンター〔TEL 0570-008656 (ナビダイヤル) 全国から市内通話料金でご利用いただけます。〕または国民生活金融公庫徳島支店〔TEL (088) 622-7271〕にお問い合わせください。

生涯学習課よりお知らせ

ESPERANZA(エスペランサ)トーク&コンサート(フルーツ&オカリナ)

〈お詫び〉天候不良(積雪)のため中止となり、ご迷惑をおかけしましたが、あらためまして、次のとおり開催します。たくさんの方がご参加くださいますようお願いいたします。

「心に響く愛の音色」難病をのりこえて

- 日時 平成18年2月26日(日) 午後2:00~3:30 開演(午後1:30 開場)
- 場所 土成歴史館(阿波市土成支所前)
- 参加費 無料



ESPERANZA(エスペランサ)

「親子で楽しむバルーン教室」
風船を使って動物等を作ります

- 日時 平成18年3月5日(日) 午後2:00~3:00
- 場所 土成歴史館 2階会議室
- 講師 ファンタジーワールド 北島 久美
- 受講料 無料
- 対象 小学生親子 15組(30名) <子どものみ参加の場合4年生以上>

「バルーン養成講座」

- 日時 平成18年3月13日(月) 午前10:00~11:00
- 場所 土成歴史館 2階会議室
- 講師 ファンタジーワールド 北島 久美
- 受講料 無料
- 対象 一般 30名 (子どもたちに指導するための養成講座です)



電話またはFAXで申し込んでください。

【申し込み・問い合わせ先】 阿波市教育委員会生涯学習課(阿波市西条字大西60番地1)

☎(088)696-3968 ☎(088)696-3277

阿波市人権問題講演会のお知らせ

人権は、私たち一人ひとりが日常生活をする上で、幸せに生きるための大切な権利です。そこで、様々な人権について理解を深めてもらうための講演会を開催します。多数の皆様のご来場をお待ちしています。

- ①日 時 平成十八年二月七日(火) 午後二時～午後三時三十分
場 所 阿波中学校体育館(阿波市東原二三〇番地)
②日 時 平成十八年二月八日(水) 午後二時～午後三時三十分
場 所 市場中学校体育館(阿波市上野段六番地三)

講師(財)反差別・人権研究所みえ

研究員 松村智広さん



プロフィール

一九五七年三重県伊賀市生まれ。八十一年立命館大学文学部英米文学専攻を卒業。伊賀市立大山田中学校教諭、三重県人権啓発センター調査研究員、三重県教育委員会派遣同和教育主事等を経て、現在(財)反差別・人権研究所みえ研究員。涙あり、笑いあり、ユーモアの中に感動と元氣とやる気をもたらすと、講演は全国各地で好評。

人を惹きつけてやまない講演内容から、同和問題をはじめとする人権問題について考えてみましょう。

【問い合わせ先】

阿波市人権課 電話(〇八八三)三五七七八七三
阿波市生涯学習課 電話(〇八八)六九六一三九六八

男女共同参画とは

男女は社会の対等な構成員であるはずなのに、女性・男性ということだけで、能力などの優劣や上下を表していませんか。例えば、「女性〇〇」、「女性初の〇〇」などという表現には、賞賛が含まれていると思われがちですが、実は、驚きやその例外性を協調している場合が多いようです。また「〇〇さんの妻」、「〇〇家の嫁」などの表現は、女性を男性や家に付属したものと扱っていることとなります。

このように、必要以上に性別を協調する表現は、公正な扱いに欠けるといえます。一方、特にポスターなどで、女性がアイキヤッチャーとして利用されている例が見られます。伝えたい内容と関係なく、人目を引くために、女性の姿態、体の一部だけを強調した表現、笑顔などを多用することは、女性を単なる飾り物や性的対象物として扱っていることとなります。「伝えたいことは何か」をよく考え、表現方法を工夫していくことが大切です。



父親だけが、一家を背負っているわけではありません。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の添付が義務付けられました

国民年金保険料は納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除対象となります。平成十七年分の所得の申告から一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられました。

平成十七年九月末までに国民年金保険料の納付実績がある方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)」が十七年十一月に送付済みです。平成十七年十月以降に初めて保険料の納付実績がある方には、本年二月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、社会保険料控除として国民年金保険料を申告する場合は必ずこの証明書が領収証書が必要となります。

また、生計を同一とするご家族の国民年金保険料を納付した場合、その全額が納付した方の所得税の控除対象となりますので、確定申告手続きの際に、ご自身の社会保険料控除と合算して申告してください。また、その際にはご家族分の証明書(又は領収証書)の添付が必要です。

●お問い合わせは専用ダイヤル

〇五七〇一〇〇一九九一一まで
(平成十八年三月十七日までの平日
九時から十七時まで)

確定申告相談日程表 【2月16日(木)～3月15日(水)】

【問い合わせ先】 阿波市役所市民税課 ☎(0883)35-7810

月日	曜日	時間	自治会名	会場	
2月16日	木	午前9～12 午後1～4	西長峰・東長峰・長峰住宅・西部・北岡 枯木・西谷	阿波市役所本庁2階大会議室 <small>(受付会場は、旧町各1会場になっておりますのでご理解、ご協力をお願いします。)</small>	
2月17日	金	午前9～12 午後1～4	芳円・東村・中川原・南川原西・中団地・南川原東団地・三本柳団地 南部・東川原・東川原東部・南川原・中坪・中坪団地・三本柳南団地		
2月20日	月	午前9～12 午後1～4	新世・岩津北・林第一・中部・東川原3F住宅 岩津・岩津新町・虹が丘		
2月21日	火	午前9～12 午後1～4	馬場・棚ヶ窪・桜ノ岡・桜ノ岡住宅 王子川・名東ノ岡・赤坂団地・名東ノ岡団地・桜ノ岡上団地・桜ノ岡下団地		
2月22日	水	午前9～12 午後1～4	五明・西善地・東善地・十善 三共・北組・仲組		
2月23日	木	午前9～12 午後1～4	川久保・東条・東条中・東条百合団地・明光台 南組・新東条・新東条団地・医王寺ヶ丘・東条団地		
2月24日	金	午前9～12 午後1～4	山王・北部・伊勢 大久保・北ノ名・上早田・下早田		
2月27日	月	午前9～12 午後1～4	新開・中三軒屋・新開住宅・新開北 大次郎東・大次郎西・安政西・久原・プレアデス		
2月28日	火	午前9～12 午後1～4	西王地・東王地・東三軒屋 森沢・安政東・野神・王地住宅		
3月 1日	水	午前9～12 午後1～4	南谷島・本町北・本町南・本町中		
3月 2日	木	午前9～12 午後1～4	西谷島南・西谷島北・東谷島北・東谷島南 下喜来南一・下喜来南二・下喜来南三・下喜来中		
3月 3日	金	午前9～12 午後1～4	下喜来北・下喜来北団地・中筋 栗栖北・栗栖南・東測		
3月 6日	月	午前9～12 午後1～4	誠心・柴生・一徳・東原・東原住宅・阿波町ニュータウン 梅ノ木原・一心		
3月 7日	火	午前9～12 午後1～4	五味知・明和・北久保第一・北柴生住宅 西ノ岡・一ノ瀬・北久保・日進		
3月 8日	水	午前9～12 午後1～4	新生・正広・真福寺団地・東条北団地・東条中団地 小倉・西南・協和		
3月 9日	木	午前9～12 午後1～4	西原・丸山・西原住宅 中央(伊沢)・平和・岡地・岡地住宅		
3月10日	金	午前9～12 午後1～4	自彊・元町北・元町南・伊沢市		
3月12日(日)・13日(月)・14日(火)・15日(水)					
予備日		いずれも午前9時～12時・午後1時～4時 阿波市役所本庁2階 大会議室			

《公的年金所得者のみの確定申告説明会》

所得が公的年金所得のみの方を対象に確定申告説明会を開催し、あわせて確定申告の受付を行います

- とき 2月7日(火) 午後1時30分
- ところ 阿波市役所本庁2階大会議室
- 持参する物 申告に持参していただく書類①～⑤(20ページ参照)

市場

確定申告相談日程表 【2月16日(木)～3月15日(水)】

【問い合わせ先】 阿波市役所市民税課 ☎(0883)35-7810

月日	曜日	時間	自治会名	会場
2月16日	木	午前9～12 午後1～4	相栗・平間・平間中・川原芝・遅越・大月・大倉・大倉一 中南・大北・川北・白水・岩野	市場 住民 セン ター 会 議 室 (受付会場は、旧町各1会場になっておりますのでご理解、ご協力をお願いします。)
2月17日	金	午前9～12 午後1～4	平地・三共・奥日開谷 稲荷・野田原・城主いこいの郷	
2月20日	月	午前9～12 午後1～4	南大保・新女寺・本村 本村一・本村二・中央一・中央二	
2月21日	火	午前9～12 午後1～4	遠光北・遠光・遠光南 法寺・法寺一	
2月22日	水	午前9～12 午後1～4	座主・ヤカエ・大門一・大門二・大門住宅 円西・大張	
2月23日	木	午前9～12 午後1～4	開ノ口・岡・北原 切幡一・切幡二・切幡三	
2月24日	金	午前9～12 午後1～4	古田・切幡五・切幡住宅 山野上一・山野上中・山野上二	
2月27日	月	午前9～12 午後1～4	山野上三・山野上四 八幡一・八幡・大野島一松・大野島一竹・大野島一梅	
2月28日	火	午前9～12 午後1～4	大野島二・大野島三・大野島西・大野島五・大野島五一・大野島六 伊月一・伊月二・伊月三・伊月四・伊月五南・伊月五西・伊月北 伊月五北・伊月・伊月五住北・伊月五住南・伊月五松・朝日	
3月 1日	水	午前9～12 午後1～4	興崎南部・興崎町筋	
3月 2日	木	午前9～12 午後1～4	興崎北部・みつば 東尾開・北測・西尾開	
3月 3日	金	午前9～12 午後1～4	奈良坂西・奈良坂中・奈良坂東 善入寺北・善入寺南・東中・南組・八幡本	
3月 6日	月	午前9～12 午後1～4	納屋組・香美中央・原組・瑞穂・香美西・香美西住宅・香美第一住宅 箸供養団地・箸供養東・箸供養西	
3月 7日	火	午前9～12 午後1～4	北原東部・北原西部・住吉・青葉台・千田 西ノ岡東・西ノ岡西・田測上・田測下・みどりが丘	
3月 8日	水	午前9～12 午後1～4	上野段南・上野段中・上野段北・上野段一 校北・校北第二・流・市場D団地・岸ノ下一・上南第一団地・上南第二団地・上南第三団地	
3月 9日	木	午前9～12 午後1～4	市場中央・市南東・市南西 松組北・松組南・梅組・共栄	
3月10日	金	午前9～12 午後1～4	柳・西新町・通町・日ノ出・正励・むつみ・ふたば	
予備日 3月12日(日)・13日(月)・14日(火)・15日(水) いずれも午前9時～12時・午後1時～4時 阿波市役所本庁2階 大会議室				

《公的年金所得者のみの確定申告説明会》

所得が公的年金所得のみの方を対象に確定申告説明会を開催し、あわせて確定申告の受付を行います

- とき 2月6日(月) 午後1時30分
- ところ 市場住民センター 会議室
- 持参する物 申告に持参していただく書類①～⑤(20ページ参照)

土成

確定申告相談日程表 【2月16日(木)～3月15日(水)】

【問い合わせ先】 阿波市役所市民税課 ☎(0883)35-7810

月日	曜日	時間	自治会名	会場
2月16日	木	午前9～12	建布都・郡北	土成コミュニティセンター会議室 (受付会場は、旧町各1会場になっておりますのでご理解、ご協力をお願いします。)
		午後1～4	郡中・郡南・郡地区個人	
2月17日	金	午前9～12	浦東・若宮・万代	
		午後1～4	西金・千代・西山・浦池地区個人	
2月20日	月	午前9～12	仲生・翫城地	
		午後1～4	北二条住宅・御門北原・御門大法寺	
2月21日	火	午前9～12	檜原・土成	
		午後1～4	土成東原・諏訪の丘・土成地区個人	
2月22日	水	午前9～12	旭・梶別	
		午後1～4	南原・法林地住宅	
2月23日	木	午前9～12	西東・普明・前田	
		午後1～4	西西・新生・西原えびす	
2月24日	金	午前9～12	大木・実安	
		午後1～4	矢松・高泰	
2月27日	月	午前9～12	乾・月中・大地	
		午後1～4	指谷・出口・いろは会・秋月地区個人	
2月28日	火	午前9～12	日吉・水中	
		午後1～4	永一・明月・水田地区個人	
3月 1日	水	午前9～12	神ノ木・赤田・成当地区個人	
		午後1～4		
3月 2日	木	午前9～12	中村・公の下・檜浦・見坂・平間・八丁・清延・上畑	
		午後1～4	渋毛東・渋毛西・宮川内地区個人	
3月 3日	金	午前9～12	平井・芝生・一の坂	
		午後1～4	岡・坂尻・一本松	
3月 6日	月	午前9～12	西郷南	
		午後1～4	西郷北・吉田地区個人	
3月 7日	火	午前9～12	熊ノ庄・本郷	
		午後1～4	林東・林南	
3月 8日	水	午前9～12	林西・山王子	
		午後1～4	下藤原・高尾地区個人	
3月 9日	木	午前9～12	出口・旭	
		午後1～4	北門・原田市	
3月10日	金	午前9～12	中藤原・上藤原南・上藤原北・神田・神山・一里松住宅	
		午後1～4		
予備日 3月12日(日)・13日(月)・14日(火)・15日(水) いずれも午前9時～12時・午後1時～4時 阿波市役所本庁2階 大会議室				

《公的年金所得者のみの確定申告説明会》

所得が公的年金所得のみの方を対象に確定申告説明会を開催し、あわせて確定申告の受付を行います

- とき 2月6日(月) 午前9時30分
- ところ 土成コミュニティセンター会議室
- 持参する物 申告に持参していただく書類①～⑤(20ページ参照)

確定申告相談日程表 【2月16日(木)～3月15日(水)】

【問い合わせ先】 阿波市役所市民税課 ☎(0883)35-7810

月日	曜日	時間	自治会名	会場	
2月16日	木	午前9～12 午後1～4	岡ノ元・田中 北原・楠ノ本・立花	吉野コミュニティセンター会議室 (受付会場は、旧町各1会場になっておりますのでご理解、ご協力をお願いします。)	
2月17日	金	午前9～12 午後1～4	東町口・北町口・南町口 北須賀・亀田・双葉		
2月20日	月	午前9～12 午後1～4	東姥御前 西姥御前		
2月21日	火	午前9～12 午後1～4	岡西・岡中・岡東 西大竹・宮ノ前・本郷		
2月22日	水	午前9～12 午後1～4	井ノ元・新松・井ノ元東 井中・第2北須賀団地・原市		
2月23日	木	午前9～12 午後1～4	庄西・庄仲・富士 第2地免団地・五条団地		
2月24日	金	午前9～12 午後1～4	藤原北・藤原中・藤原南 北須賀団地・新原田・新地免		
2月27日	月	午前9～12 午後1～4	ヒロナカ西 昭和・クオリティー・青嵐		
2月28日	火	午前9～12 午後1～4	南二条・谷 緑ヶ丘・植松北・植松東		
3月 1日	水	午前9～12 午後1～4	シノ原北		
3月 2日	木	午前9～12 午後1～4	シノ原中・西二条 北二条・シノ原南		
3月 3日	金	午前9～12 午後1～4	昭和団地・原団地・第2原団地 稲荷・春日・旭		
3月 6日	月	午前9～12 午後1～4	ハトノ原・ノタ原 ヒロナカ東・八坂北		
3月 7日	火	午前9～12 午後1～4	東小笠 八坂南		
3月 8日	水	午前9～12 午後1～4	小笠・出屋敷・共栄 八幡・中小路		
3月 9日	木	午前9～12 午後1～4	大西・野田原 北吉野・床石・野田原団地・新開地		
3月10日	金	午前9～12 午後1～4	中西・出口		
予備日 3月12日(日)・13日(月)・14日(火)・15日(水) いずれも午前9時～12時・午後1時～4時 阿波市役所本庁2階 大会議室					

《公的年金所得者のみの確定申告説明会》

所得が公的年金所得のみの方を対象に確定申告説明会を開催し、あわせて確定申告の受付を行います

- とき 2月7日(火) 午前9時30分 ●ところ 吉野コミュニティセンター2階大会議室
- 持参する物 申告に持参していただく書類①～⑤(20ページ参照)

確定申告について

- 申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)
- 受付時間 午前9時～12時、午後1時～4時

【問い合わせ先】阿波市役所市民税課 TEL 0883-35-7810

★申告をしなければならない方

平成18年1月1日現在、阿波市に住所のある方は原則として申告が必要です(勤務先から給与支払報告書の提出があり、他に所得のない方は除く)

★申告に持参していただく書類

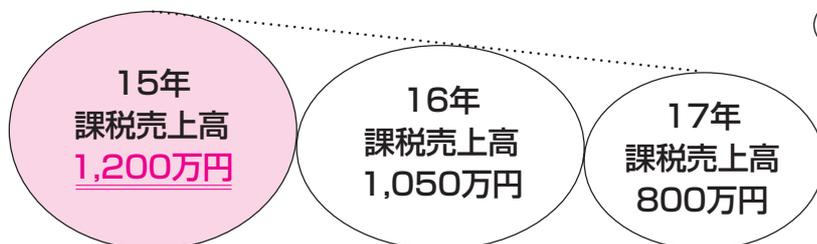
- ① 通帳とその印鑑
- ② 給与所得や年金所得のある方は、源泉徴収票(平成17年中)
- ③ 生命保険料・損害保険料の証明書や社会保険料・**国民年金保険料の支払証明書**
- ④ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等
- ⑤ 確定申告書が送付されている方は申告書用紙(送付されていない方には、当日お渡しします)
- ⑥ 所得の計算に必要な書類(収入や必要経費のわかる書類)
- ⑦ 医療費控除を受ける方は、支払った領収書と保険などで補てんされた金額明細書

※農業所得・営業所得・不動産所得を申告される方は、収支内訳書を作成されていないと受付できませんのでご注意ください。また、医療費控除を申告される方についても集計をしてお越しく下さい。

★以下の所得のある方は、川島税務署で申告をお願いします

- ① 分離課税の株式・土地建物等に係る譲渡所得
- ② 住宅借入金等特別控除(平成17年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築したとき等)
- ③ 免税所得(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)
- ④ 消費税を申告される方(農業所得のみで簡易課税を選択されている方は除く)

平成15年の課税売上高が1千万円を超えると、平成17年分の消費税の申告と納税が必要です



※平成17年が1千万円以下でも申告必要

申告の必要は
ありませんか?

あっ、私も
申告しないと!



安全・確実・便利な振替納税をご利用ください!

(消費税は預り金的性格を有する税金です。振替納税で期限内に納付しましょう。)

【問い合わせ先】川島税務署 ☎(0883)25-2211

阿波市立図書館 2月のカレンダー

吉野笠井図書館 ☎(088) 696-4686
 土成図書館 ☎(088) 695-5385
 市場図書館 ☎(0883) 36-6455
 阿波図書館 ☎(0883) 35-5101

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 ◎こども映画会 14:00～15:00 (阿波)
						
5 ◎お話し会 英語のお話しタイム 13:30～(市場) ◎おはなしひろば 10:30～11:00 (土成)	6 休館日(全館)	7	8	9	10	11 建国記念日につき休館 (全館)
12 ◎こども映画会 14:00～(市場)	13 休館日(全館)	14 ◎ブックスタート (3～4か月健診対象児) (土成保健センター)	15	16	17	18 ◎こども映画会 14:00～14:40 (阿波) ◎ちぎり絵教室 13:00～(市場)
19	20 休館日(全館)	21 ◎ブックスタート (3～4か月健診対象児) (市場コミュニティーセンター) ◎歴史講座 13:30～(市場)	22	23	24	25 ◎ちぎり絵教室 13:00～(市場) ◎おはなし会 15:00～15:30 (吉野笠井) ◎ベルの会のおはなし会 14:00～14:30 (阿波)
26 ◎古文書解読講座 10:00～(市場)	27 休館日(全館)	28 資料整理日 につき休館 (全館)	※全国訪問「本と遊ぼう おはなしキャラバン隊」がやってくる! ●日 時 2月4日(土) 10:00～ キャラバンカーの見学 10:30～ キャラバン隊によるおはなし会 場 所 吉野笠井福祉センター1階老人室 ●日 時 2月18日(土) 10:30～ キャラバンカーの見学 11:00～ キャラバン隊によるおはなし会 場 所 阿波図書館前南駐車場			

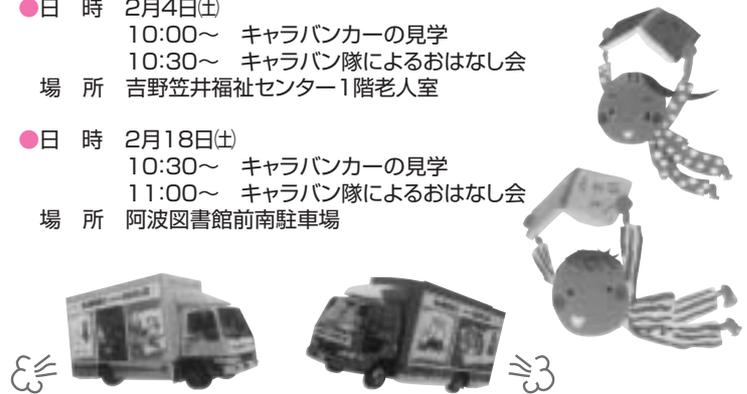
◎阿波図書館よりお知らせ

※阿波写真同好会写真展

期 間 1月11日(水)～2月10日(金)

※花かご押し花展

期 間 2月18日(土)～3月19日(日)



地域交流ふれあい将棋大会

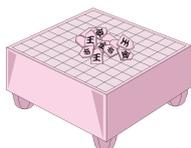
結果報告

平成十七年十
二月二十三日
(金) に阿波市

隣保館事業とし
て、「地域交流
ふれあい将棋大
会」が中央ふれ
あいセンターで
開催されました。市内外にお
ける将棋愛好者
八十名余りを中
心に、将棋を通
して人とのふれあい交流を深めながら、コミュ
ニケーションの拡大や人権意識の向上を旨とす
ることを目的として開催したものです。大会は和
やかな雰囲気の中に、熱戦が繰り広げられ、大
変盛り上がった会となりました。

*入賞は次の方たちです。

C 級	B 級	A 級
三位 北村 泰裕	二位 森本 勝典	一位 河野 道夫
二位 由紀中 博規	一位 佐藤 秀信	二位 梅谷 久夫
一位 坂東 和則	二位 金山 正之	三位 河野 道夫
二位 由紀中 博規	一位 佐藤 秀信	二位 梅谷 久夫
一位 坂東 和則	二位 金山 正之	三位 河野 道夫





ストレスについて

ストレスが続くとどうなるの？

ストレスは進行すると体にも変調をきたします。ストレス反応の経過には3つの段階があるといわれ、ひどいときにはさまざまな病気やうつ病などの症状を引き起こすこともあり、早めの対処が重要です。

警告期 …… 「疲れたなあ」「体調が悪いなあ」などと無意識に口にする。



抵抗期 …… 疲労感が興奮に変わったり、脱力感にも陥る時期。血圧が変調し、血糖値も上がる。



**ひへいき
疲弊期** …… ふんばりがきかなくなり、自分の力ではどうにもならなくなる時期。(疲れきり、病気に移行する時期)



ストレスに弱いか強いか、チェックリスト

- 趣味や好きなことが多い。
- 頭の切りかえが早く、得意。
- プライドはあまり高い方ではない。
- 仕事が全てという生き方は好きではない。
- 生活は結構変化に富んでいる。
- どちらかといえば外向的なほうだと思う。
- 人に甘えるのがうまい。
- 自己流のストレス解消法がある。
- 家族や知人とのふれあいが密だ。
- 気分転換のうまいほうだ。
- 人のミスや失敗をわりと許せる。
- 仕事以外に生きがいを持っている。



～判定～

- 9つ以上: ストレスとは無縁な人。
- 5～8個: ストレス耐性は普通です。
- 4つ以下: ストレスに弱いタイプ。



ストレスがたまる前に、自分のちょっとした変化や不調に注意しましょう。打ち込める趣味を見つけたり、自分のリラックス法を探して早めにコントロールしていきましょう。

1日(水)	阿波病院(内科のみ)
2日(木)	阿波病院(内科のみ)
3日(金)	賛広診療所
4日(土)	阿波病院(内科のみ)
5日(日)	阿波病院(内科のみ)
6日(月)	大崎皮膚科
7日(火)	阿波病院(内科のみ)
8日(水)	阿波病院(内科のみ)
9日(木)	阿波病院(内科のみ)
10日(金)	大久保医院[吉野]
11日(土)	阿波病院(内科のみ)
12日(日)	大久保内科医院[市場]
13日(月)	大久保内科医院[市場]
14日(火)	阿波病院(内科のみ)
15日(水)	阿波病院(内科のみ)
16日(木)	阿波病院(内科のみ)
17日(金)	大串医院(眼科)
18日(土)	阿波病院(内科のみ)
19日(日)	阿波病院(内科のみ)
20日(月)	大野病院
21日(火)	阿波病院(内科のみ)
22日(水)	阿波病院(内科のみ)
23日(木)	阿波病院(内科のみ)
24日(金)	乾内科外科
25日(土)	阿波病院(内科のみ)
26日(日)	大久保医院[吉野]
27日(月)	赤池内科
28日(火)	阿波病院(内科のみ)

当番医連絡先

医療機関名	電話番号
賛広診療所	0883-35-2107
大崎皮膚科医院	0883-35-6468
大久保内科医院[市場]	0883-36-3020
赤池内科	0883-36-6565
阿波病院	0883-36-5151
大久保医院[吉野]	088-696-2037
大串医院(眼科)	088-696-3133
大野病院	088-695-2112
乾内科外科	088-695-5006

※変更になる場合があります。当番医あるいは、中央広域連合中消防署 ☎088-695-2149でご確認ください。



2月の健康だより

※会場のHは保健センター、Cはコミュニティセンターの略です。

母子・乳児健診／相談

日	受付時間	事業名	会場
2日(木)	13:15～13:30	股関節脱臼検診 離乳食講習会	吉野H
◇	13:00～13:15	◇	阿波H
7日(火)	12:40～13:00	1歳6か月児健診	吉野H
9日(木)	13:30～14:00	乳幼児相談・育児教室 “リズム体操をしよう”	吉野H
14日(火)	12:40～13:00	乳児健診	土成H
16日(木)	12:40～13:00	2歳児健診	阿波H
21日(火)	12:40～13:00	乳児健診	市場C
24日(金)	13:30～14:00	乳幼児相談・育児教室 “わくわく紙芝居”	阿波H
28日(火)	12:40～13:00	3歳児健診	市場C

各種健康づくり教室

日	時間	事業名	会場
2日(木)	13:30～15:00	いきいき遊びリレーション	土成H
7日(火)	13:30～15:00	健康リズム体操	市場C
9日(木)	13:30～15:30	リフレッシュ講習	阿波H
15日(水)	13:30～15:00	ストレッチ教室	吉野H
21日(火)	13:30～15:00	健康リズム体操	阿波H

健康happy相談

日	受付時間	事業名	会場
8日(水)	13:30～15:00	健康相談	阿波H
15日(水)	10:00～11:30	健康相談	吉野H
16日(木)	13:30～15:00	健康相談	土成H
20日(月)	13:30～15:00	健康相談	市場C

予防接種

日	受付時間	事業名	会場
6日(月)	13:00～13:30	ポリオ	土成H
8日(水)	13:00～13:30	ポリオ	市場C
15日(水)	13:00～13:30	BCG	阿波H
22日(水)	13:00～13:30	ポリオ	吉野H
23日(木)	13:00～13:30	ポリオ	阿波H

献血

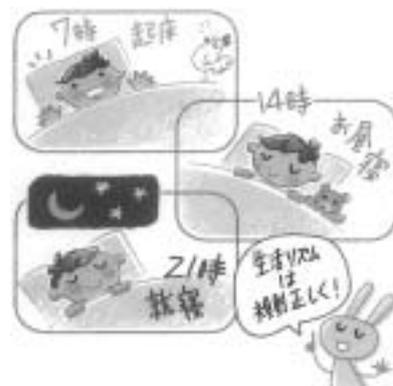
日	採血時間	献血場所
22日(水)	10:00～11:00	阿波町農協愛農支所
◇	12:30～14:30	アワーズ
◇	15:00～16:00	久勝公民館
24日(金)	9:30～11:30	阿波市吉野支所
◇	13:00～16:00	JAグリーンいたの西店
28日(火)	10:00～16:00	阿波市役所(本庁)

※健康相談は、お気軽に時間内においでください。
※各種教室は、定員が限られておりますので、事前にお問い合わせください。

幼児の生活習慣について —寝るのが遅くなっていませんか?—

「寝る子は育つ」という言葉があるように、睡眠は、幼児期には、とても大切な時間です。親の生活習慣に合わせて、子供も夜遅くまで起きていませんか。夜型の生活が習慣づくと、脳の正常な発達を妨げたり、昼間の活動が十分できなくなる等の影響があります。昼間にしっかり外で体を動かして遊ばせ、遅くても夜9時までには、眠りにつき、早寝早起きの習慣をつけましょう。

そのためには、親が意識して、生活リズムを整えていく必要があります。寝る時間よりも、起きる時間の方が調節しやすいので、まずは、決まった時間に起こすことから始めましょう。



国勢調査人口(速報値)

人口は41,080人

昨年10月に実施しました国勢調査にご協力いただき、ありがとうございました。速報値としての結果を公表します。

平成17年(10月1日現在)

- 人口 (前回比)
 - 合計 41,080人 (42,388人) (-1,308人)
 - 男 19,428人 (20,154人) (-726人)
 - 女 21,652人 (22,234人) (-582人)
 - 世帯数
 - 13,049世帯 (12,657世帯) (+392世帯)
- ※()内は前回平成12年の数値です。

【問い合わせ先】

阿波市まちづくり推進課
☎(0883) 35-4112

平成18年版ごみカレンダーの変更について

先に、配布しましたごみカレンダーの一部の対象地区を変更しますのでお知らせします。

- 対象区域は旧阿波町の林地区(東林を除く)と伊沢地区の小倉、正広、西南、新生、梅の木原
- 対象品目は、陶器等の破碎ごみ

	変更前	変更後
2月	7日、21日	14日、28日
3月	7日、28日	14日のみ
4月	11日、25日	4日、18日
5月	9日、23日	2日、16日、30日
6月	6日、20日	13日、27日
7月	4日、18日	11日、25日
8月	1日、15日、29日	8日、22日
9月	12日、26日	5日、19日
10月	10日、24日	3日、17日、31日
11月	7日、21日	14日、28日
12月	5日、19日	12日、26日

【問い合わせ先】 阿波市環境衛生課 ☎(0883) 35-7803

広報クイズ

正解者5名に、図書カードがあたるよ!

問題: 昨年10月に実施した阿波市の国勢調査人口は①合計?人。また本年度新成人となる②対象者は?人でしようか。①②?の数字は。

ヒント: 正解は、本紙のどこかにあるよ! 本紙をよく見てね。
応募方法: はがきにクイズの答えとあなたの住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、また、広報へのご意見・ご感想をお書きいただき応募ください。正解者の中から、抽選で5名の方に図書カードがあたります。

応募先: 〒771-1792 徳島県阿波市東原173番地 阿波市役所広報クイズ係 宛
締め切り: 2月14日(火)必着

※当選者の発表は、翌月の広報阿波に掲載いたします。多数の方のご応募、お待ちしております。

1月号のクイズの正解は①209億7,122万8千円②205億5,179万8千円でした。正解者の中から抽選で、松野博也さん(五条)・米田キヨ子さん(浦池)・吉田みや子さん(大北)・武沢法子さん(糸下)・川人はつゑさん(森沢) 5名の方が当選されました。おめでとうございます。

*ラッキーお年玉当選者

クイズ正解者で、図書カードに当選できなかった方の中から抽選で、昨年11月に阿波中学校体育館から公開生放送されたNHKのど自慢のゲスト・アナウンサーのサイン紙当選者は、植原禮子さん(西条)・白井洋子さん(水田)・近藤榮克さん(大野島)・細谷順子さん(大道北)・湯藤シナ江さん(松川内)5名の方が当選されました。おめでとうございます。



阿波市合併記念
第1回 AWA CITY MARATHON
阿波市民マラソン

阿波市土成 緑の丘スポーツ公園
am10:00 START

2006
2.19
sun

- ▶10kmコース ▶人口コース(4.3km)
- ▶1.3kmコース ▶3kmコース

- 主催 阿波市
 - 協賛 阿波市陸上競技協会・阿波市体育指導委員会
- 【問い合わせ先】 阿波市教育委員会体育文化振興課
☎(088) 696-3969

阿波市民マラソン大会コースマップ

*レース区間において沿道での皆様の温かいご声援をお願いします。またマラソンコースとなっています市道は、レース開催中車両通行規制がかけられることとなりますが、大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解・ご協力をお願いします。



阿波市のうごき

- 平成17年12月末日現在人口(住民基本台帳によるもの)
 - 男: 20,643人(△3)
 - 女: 22,297人(±0)
 - 計: 42,940人(△3)
 - 世帯: 13,978戸(+10)
 - 出生: 20人(+5)
 - 死亡: 40人(△3)
 - 面積: 190.97km²
- ()内は前月比
平均年齢 46.1歳



編集室

二十四節季のひとつ、「立春」この日から春が始まるとされていますが、暦の上での春。徐々に暖かくなるもののまだまだ寒い日が続きます。お出かけの際には上着を着てお出かけください。また、この時期受験生のみなさんはいよいよ正念場を迎えていることと思います。風邪など引かないよう万全を期して試験に臨んでください。

編集室では、皆様からのご意見・感想、身近な情報をお待ちしております。



資源保護のためリサイクルしやすい大豆油インクを使用しています。